

# 電子マニフェスト導入のメリット

## ユニーグループ・ホールディングス株式会社

グループ業務本部 グループ環境社会貢献部マネジャー 森島 正典

### ◇企業プロフィール

ユニー株式会社はアピタ(生活向上店)とピアゴ(生活便利店)の業態を展開する衣・食・住・余暇にわたる総合小売業のチェーンストアです。東海エリアを中心に226店舗(2015年2月16日現在)営業しています。

### ◇企業概要

会社名: ユニー株式会社  
設立: 1971年(昭和46年)  
所在地: 愛知県稲沢市天池五反田町1番地  
従業員数: 5,180人(2015年2月20日現在)

### ■ 廃棄物削減とリサイクルの取り組み

ユニーはエコファースト企業として環境活動に取り組んでいます。廃棄物に関しては店舗で19種類に分別し、資源としてリサイクルしています。廃棄物を捨てる時には計量を実施し廃棄物の排出量を把握するとともに廃棄物を削減する取り組みと、排出された廃棄物に関しては適正な処理を行なうとともに、生ごみに関してはリサイクルを実施しています。

### ■ 1. 電子マニフェスト導入の目的

ユニーでは法令順守の徹底と、事務処理の効率化を目的に電子マニフェストの導入を進めました。

店舗では事業系一般廃棄物以外にも、発泡スチロールや、蛍光灯や粗大ごみ、汚泥などが産業廃棄物として排出され、全店で年間約50,000枚の紙マニフェストを交付していました。そのため管理体制の不備による法令順守の不徹底と、多い店舗では年間で1,000枚を超える紙マニフェストを交付していたため紙マニフェストの管理に多くの時間を費やしていました。

法令順守の徹底では電子マニフェストを導入することによってマニフェストの紛失がないということと、産業廃棄物の処理状況がいつでもホームページ上で確認できるというメリットがありました。事務処理の効率化に関しても入力操作が簡単で、マニフェストの5年間保管が不要、そして年に1回行政に提出する産業廃棄物管理票交付等状況報告書が不要というメリットがありました。

### ■ 2. 電子マニフェスト導入までの経過と運用について

ユニーでは一部店舗での試験運用を実施後、2014年の2月に全店舗での電子マニフェストの運用を開始しました。

今回電子マニフェストを導入することで、店舗の業務責任者、廃棄物業者にどう法令順守を理解してもらうかということと、電子マニフェスト運用のルールの徹底が大きな課題でした。

運用に関しては廃棄物業者全社と、全店の業務責任者に共通の運用ルールを認識して遵守していただくために、説明会を実施し意識の共有化を図りました。

ユニーでは年に2回廃棄物業者との勉強会を実施しており、そこで取引のある廃棄物業者に電子マニフェストの運用について説明しました。その後店舗の業務責任者の会議で電子マニフェスト運用の説明について説明しました。

電子マニフェストの運用方法として、マニフェストの登録は実際に廃棄物を排出先である各店舗で行うことにしました。そこで、当社は店舗数が多いため、加入は本社1社で加入し、電子マニフェストの付加機能を用いて店舗ごとの加入者番号(通称:サブ番号)とパスワードを設定し運用しています。また、産業廃棄物の種類ごとに収集運搬業者、処分場は決まっているので、入力間違いが起こらないようにパターン設定機能を用いて登録しています。

店舗から排出された産業廃棄物の詳細情報は、収

集運搬業者が運搬終了後、店舗に電子メールで送信し、店舗の担当者が電子マニフェストに入力する運用を行い、必ず定期的に照会確認を行うことによって産業廃棄物が適正に処理されているかの確認を行っています(図1、図2)。

### ■ 3. 電子マニフェスト導入の効果

電子マニフェストを導入することによって、当初の目的であった法令遵守、事務処理の効率化の目的が達成されました。

- ・大量の紙マニフェストを管理する必要がなくなり、紛失の心配もなくなりました。
- ・今まではB2票・D票・E票が戻ってくるとA票に照合確認を行い4枚セットで5年間保管していましたが、管理に費やす時間がなくなり、紙マニフェスト保管スペースも不要になりました。
- ・JWNETのホームページでいつでも産業廃棄物の処理状況が確認ができます(図3)。

・電子マニフェストを導入することによって店舗の業務責任者、廃棄物業者の法令遵守への意識が向上しました。(電子マニフェストの運用を行うことがユニーの廃棄物業者の選定基準となりました。)

・電子マニフェストを導入することによって、紙マニフェスト運用時より経費の削減になりました。

### ■ 4. 今後の課題

2014年2月から電子マニフェストの全店運用を開始し、2014年8月には汚泥を含め店舗から排出される全ての産業廃棄物を電子マニフェスト化しました。

### 電子マニフェストの運用

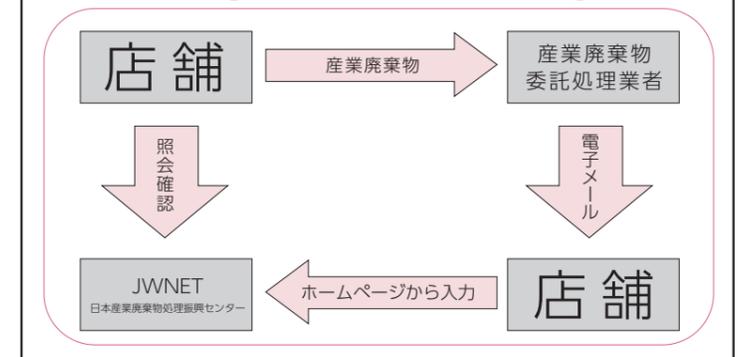


図1 電子マニフェストの運用

電子マニフェスト処理確認チェック表

2014年1月

5月1日は電子マニフェスト処理確認を行ってください。

①収集運搬・処分45日以内 最終処分が90日以内に処理されていれば確認印を押してください。  
②収集運搬・処分が45日以上 最終処分が90日以上経過している場合は取引業者に入力の要請をして入力確認後、確認印を押してください。

| 年    | 収集運搬・処分45日以上経過 | 最終処分90日以上経過 | 確認印(事務管理) |
|------|----------------|-------------|-----------|
| 記入例① | あり 〇           | 済 あり 〇      | 済 〇       |
| 記入例② | あり 〇           | 済 あり 〇      | 済 〇       |
| 記入例③ | あり 〇           | 済 あり 〇      | 済 〇       |
| 3月   | あり 〇           | 済 あり 〇      | 済 〇       |
| 4月   | あり 〇           | 済 あり 〇      | 済 〇       |
| 5月   | あり 〇           | 済 あり 〇      | 済 〇       |

図2 ユニーの電子マニフェスト処理確認チェック表

マニフェスト情報の照会一覧

1 / 1 ページ 500件 表示

照会結果一覧

| No | 一括選択                     | 登録の状態 | 報告期限 | マニフェスト番号    | 運搬 | 処分 | 最終 |
|----|--------------------------|-------|------|-------------|----|----|----|
| 1  | <input type="checkbox"/> | 登録    |      | 12568013905 | ●  | ●  | ●  |
| 2  | <input type="checkbox"/> | 登録    |      | 12568033165 | ●  | ●  | ●  |
| 3  | <input type="checkbox"/> | 登録    |      | 12568037147 | ●  | ●  | ●  |
| 4  | <input type="checkbox"/> | 登録    | 間近   | 12568092166 | ●  | ●  | ●  |
| 5  | <input type="checkbox"/> | 登録    |      | 12568090910 | ●  | ●  | ●  |
| 6  | <input type="checkbox"/> | 登録    |      | 12568095866 | ●  | ●  | ●  |
| 7  | <input type="checkbox"/> | 登録    |      | 12568096821 | ●  | ●  | ●  |

図3 マニフェスト情報の照会一覧

今後の課題としては

- ・店舗での産業廃棄物の入力、修正、取り消しの遅延対策
  - ・店舗での入力担当者の育成
  - ・法令遵守への意識向上
  - ・教育、社内監査での再徹底
- これらの課題に取り組み法令順守を徹底していきます。